

産業廃棄物処分業許可証

住所 山口県周南市晴海町7番21
氏名 株式会社徳山オイルクリーンセンター
代表取締役 長田聖士



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。



山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 平成28年 2月28日

許可の有効年月日 平成35年 2月27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (焼却)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。以上1種類)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上11種類

2. 事業の用に供するすべての施設

廃油の焼却施設 設置場所：山口県周南市晴海町7番21

設置年月日：昭和52年8月15日

処理能力：40t/日(24時間)

届出受理年月日：昭和52年8月15日、届出受理番号：第77号の12

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 2月28日 更新許可

平成30年 6月 7日 変更届 (代表者の変更 (変更前：城安市))

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有